

障障児発0418第1号
平成28年4月18日

都道府県
各指定都市
中核市
児童相談所設置市

障害保健福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室長
(公印省略)

平成28年度発達障害児者支援開発事業及び重症心身障害児者支援体制整備モデル事業に係る
国庫補助の協議について

標記について、適切な予算執行を図るため補助事業の事前協議を行いますので、発達障害児者支援
開発事業については別添「平成28年度発達障害児者支援開発事業公募要領」に基づき、重症心身障害
児者支援体制整備モデル事業については別添「平成28年度重症心身障害児者支援体制整備モデル事業
公募要領」に基づき、協議書類を提出願います。

なお、都道府県におかれては、発達障害児者支援開発事業について、管内市町村へ周知方よろしく
お願いいたします。

記

1 提出期限

平成28年5月20日(金) (期日厳守)

2 提出方法

郵送およびメール

※都道府県におかれては、発達障害児者支援開発事業について、管内市町村(特別区を含み、指定都市、
中核市を除く。)から提出があった書類をとりまとめの上、ご提出願います。

※地理的条件によっては、持参が困難な場合もあることから、郵送による場合は当日消印有効とする。

※メールにより期日までに提出された場合であっても、提出書類が郵送等で届いていない場合には、
提出書類を受け付けないので留意すること。

3 提出先

(1) 発達障害児者支援開発事業

(郵送先) 〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課障害児・発達障害者支援室発達障害者支援係
(メールアドレス)

(2) 重症心身障害児者支援体制整備モデル事業

(郵送先) 〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係
(メールアドレス) shougaijishien@mhlw.go.jp

4 事業実施主体

(1) 発達障害児者支援開発事業

都道府県及び市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）

なお、都道府県等は、事業の全部又は一部について、適切な事業が実施できると認められる社会福祉法人及び特定非営利活動法人（NPO法人）等に委託することができる。

(2) 重症心身障害児者支援体制整備モデル事業

都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県市」という。）

なお、都道府県市は、事業の全部又は一部について、適切な事業が実施できると認められる社会福祉法人及び特定非営利活動法人（NPO法人）等に委託することができる。

5 提出書類

(1) 発達障害児者支援開発事業

○平成28年度発達障害児者支援開発事業 事業実施計画書（別紙1）

○発達障害児者支援開発事業経費内訳書（別紙2-1）

○発達障害児者支援開発事業積算資料（別紙2-2～別紙2-4）

(2) 重症心身障害児者支援体制整備モデル事業

○平成28年度重症心身障害児者支援体制整備モデル事業の応募について（別紙1）

○平成28年度重症心身障害児者支援体制整備モデル事業実施計画書（別紙2）

○重症心身障害児者支援体制整備モデル事業所要額内訳書（別紙3）

○事業実施スケジュール表（別紙4）

○（団体等に委託する場合）委託先団体等の概況書（別紙5）

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室

TEL 03-5253-1111

FAX 03-3591-8914

（発達障害児者支援開発事業）担当：新坂、真壁（内線3038）

（重症心身障害児者支援体制整備モデル事業）

担当：小橋口、野口、北沢（内線3102、3037）